熊谷市立市民ホール
（熊谷市中央公民館）

利用案内



■ 案 内 図

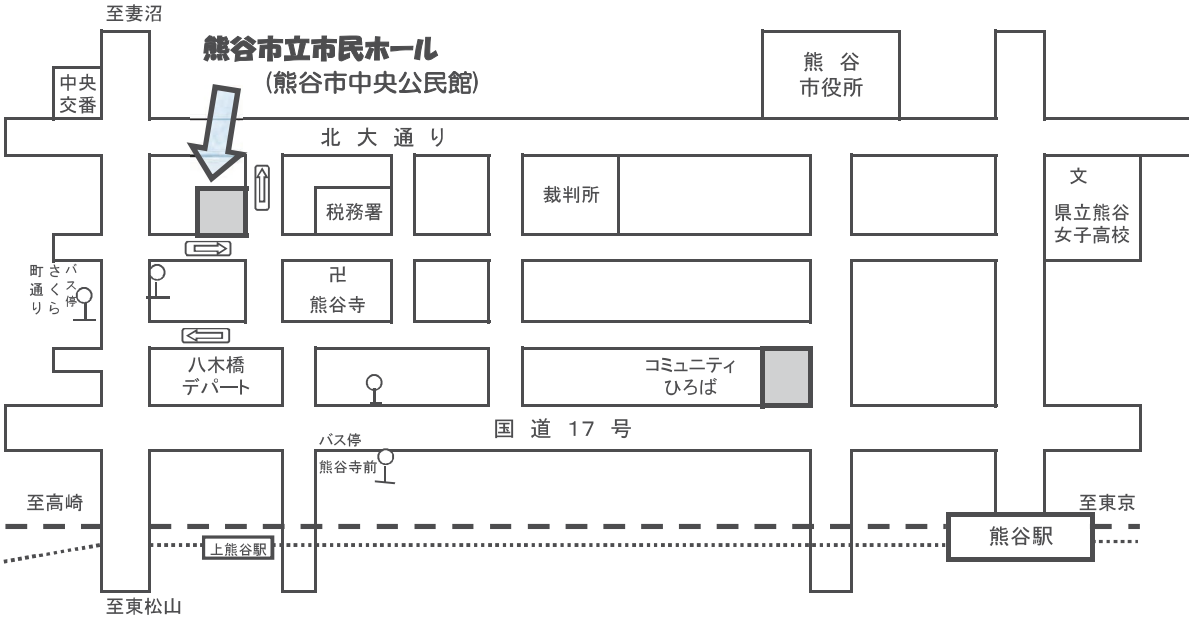

※駐車場が狭いため（約20台）、なるべく車での来館はご遠慮ください。
※熊谷寺前バス停から徒歩約5分・上熊谷駅から徒歩約10分です。

● お問い合わせ・申込先

熊 谷 市 中 央 公 民 館
〒360-0047 熊谷市仲町１９番地
（熊谷市立市民ホール内）
TEL 048-523-0895（代）
FAX 048-523-0896

≪利用の手続き≫

（１）利用申込の受付は、利用日の３ヶ月前の日からです。
（例：９月５日に利用したい場合、受付開始日は６月５日）

（２）利用申込を事務室で受付する場合は、平日の午前９時 15 分から電話での申し込みを優先し、午後５時 15 分までです。休日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始等）・夜間の場合は次の平日になります。

（３）インターネットからも各部屋の空き状況の検索や予約（大ホール・備品を除く）をすることができます。インターネット予約は利用日の３カ月前の日・正午からです。
※「熊谷市公共施設予約システム」と検索してください。
※土曜日・日曜日・祝日・年末年始・夜間もインターネット予約はご利用いただけます。

（４）利用には、熊谷市公共施設予約システム利用者登録が必要となりますので、先ずは登録申請手続きをお願いします。一度登録しても、毎年度更新手続きが必要です。

（５）利用する前までに使用料を納入し、市民ホール利用許可書の交付を受けてください。
※使用料納入の受付時間は平日午前８時 30 分から午後５時 15 分までです。
既納の使用料は、原則としてお返しできません。

（６）利用許可書は、職員へ（休日・夜間は警備員へ）ご提示ください。利用後は、利用報告書を提出してからお帰りください。

（７）予約のキャンセルをする場合は、必ず中央公民館までご連絡ください。

≪利用の制限≫

次の場合は、利用の許可はできません。

（１）公安又は風俗を害するおそれがあるとき。

（２）専ら営利を目的とすると認めたとき。

（３）建物又はその附属設備を損傷するおそれがあると認めたとき。

（４）その他管理者において支障があると認めたとき。

次の場合は、利用許可の取り消し、又は利用を停止することがあります。

（１）熊谷市立市民ホール条例又は同条例に基づく規則に違反したとき。

（２）その他管理者において不適当と認めたとき。

≪利用上の注意・遵守事項≫

（１）危険物を持ち込まないでください。

（２）部屋に持ち込んだものや、ビン、缶、ごみ等はお持ち帰りください。

（３）飲酒は館内禁止です。また、実習室はカーペット敷きのため飲食はできません。

（４）許可なく施設内での寄付金募集、物品の展示販売、広告物の掲示をしないでください。

（５）建物内の施設もしくは付属設備を損傷し、または物品を亡失損傷したときは、直ちにその旨を職員に届け出て指示を受けてください。

（６）事故防止のため、定員は厳守してください。

（７）災害の発生時に備えて、避難経路を確認しておいてください。

（８）利用時間は厳守し、他の利用団体に迷惑がかからないようにしてください。

（９）壁、窓、柱等に貼り紙をしないでください。

（10）館内は禁煙です。喫煙は公民館建物北側の外（北西）の喫煙場所でお願いいたします。

（11）その他、不明な点は職員に連絡し、その指示に従ってください。

≪その他≫

利用期間　継続利用期間は同一利用者につき３日を超えて許可することはできません。

利用時間　午前　　９時～１２時

午後　　１３時～１７時

夜間　　１８時～２２時

※ 利用時間は、準備・後片付けの時間を含みます。

休館日　○１２月２８日から翌年１月４日まで。

○定期清掃日（原則として毎月第１木曜日・その日が祝日の場合は第２木曜日）

午前・午後は、利用できません。

○管理上、特に必要があると認めたとき。

※全館貸出等

■ 施 設 使 用 料 金 表

（円）

区分 / 室名	午前			午後			夜間		
	9:00～12:00			13:00～17:00			18:00～22:00		
	平日	土曜	日・祝日	平日	土曜	日・祝日	平日	土曜	日・祝日
実 習 室	630	630	710	790	870	870	1,100	1,100	1,100
大ホール	3,930	3,930	4,710	5,190	5,500	5,500	6,600	6,600	6,600
２ の １	940	940	1,100	1,260	1,340	1,340	1,570	1,570	1,570
２ の ２	630	630	710	790	870	870	1,100	1,100	1,100
２ の ３	630	630	710	790	870	870	1,100	1,100	1,100
2階和室	630	630	710	790	870	870	1,100	1,100	1,100
３ の １	1,100	1,100	1,260	1,410	1,570	1,570	1,890	1,890	1,890
３ の ２	630	630	710	790	870	870	1,100	1,100	1,100
３ の ３	1,100	1,100	1,260	1,410	1,570	1,570	1,890	1,890	1,890
3階和室	630	630	710	790	870	870	1,100	1,100	1,100
美 術 室	790	790	940	1030	1,100	1,100	1,340	1,340	1,340
料理教室	1,570	1,570	1,730	1,890	2,040	2,040	2,360	2,360	2,360
展示ホール	1日　2,360								

上記使用料について、熊谷市、深谷市、寄居町に居住又は通勤もしくは通学をしている者以外の者が使用する場合は、規定の使用料の5割増とする。

■ 付 属 設 備 使 用 料 金 表

品目	単位	回数	使用料	摘要
ピ　ア　ノ	1台	1回	3，140円	調律料金を含まない
照　明	1式	1回	2，100円	ゼラチンを含まない
拡 声 機	1式	1回	1，570円	
金びょうぶ	1双	1回	790円	
持　込 （電気器具・照明器具）	1台	1回	160円	1KWにつき

■ 施 設 概 要

	室　　名	面積(㎡)	定員(人)	備　　考
1	展示ホール	１１０．４０	―	展示ケース　８個
階	実習室	６７．６７	３０	アップライトピアノ　１台
2	大ホール	２５９．２０	３００ （椅子使用で 180、 机･椅子使用で 90）	舞台　間口９ｍ × 奥行６ｍ グランドピアノ　１台 照明設備、拡声装置
	２の１	５２．００	３０	会議室
	２の２	３１．２０	２０	
階	２の３	３１．２０	２０	
	和室	４０．６８	２０	
	料理教室	６４．３２	３５	調理台　５台
3	３の１	６２．４０	３５	会議室 （３の２，３の３連通可）
	３の２	３１．２０	２０	
	３の３	６２．４０	３５	
階	和室	４１．７２	２０	
	美術室	３３．１２	１２	

市民ホール平面図

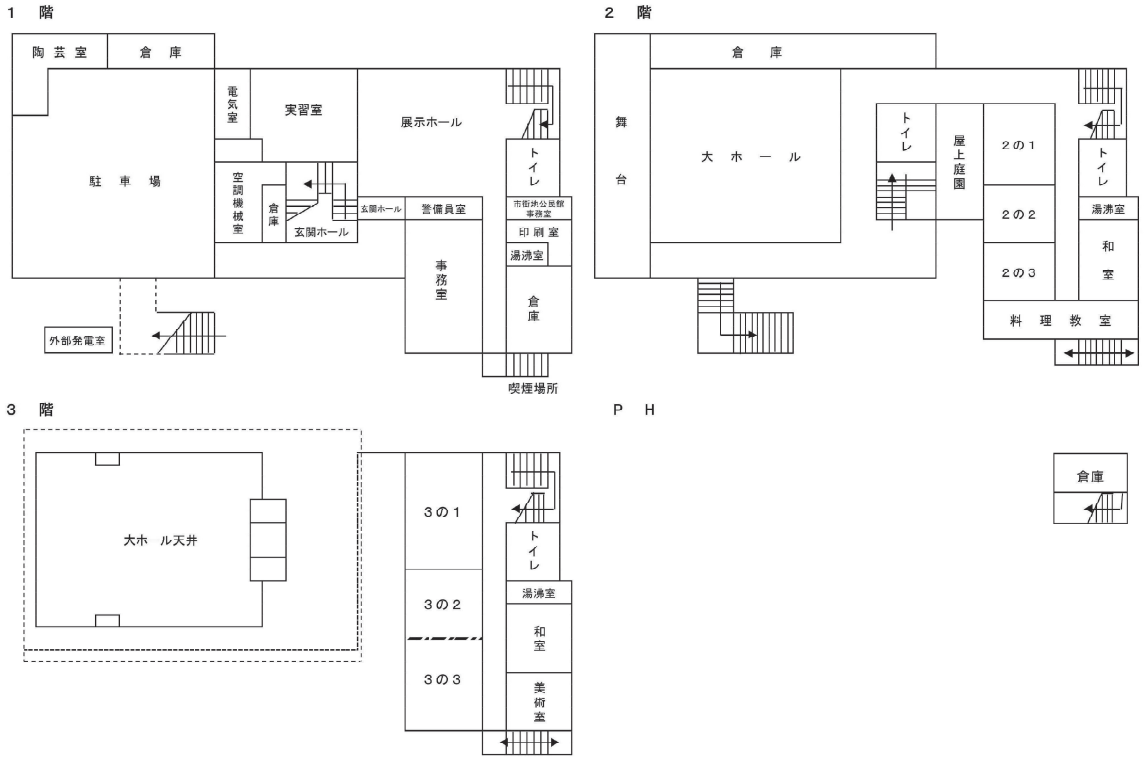

（令和５年１月作成）